

システム監査に関する検討会 第1回検討会 議事要旨

日時：令和4年10月5日(水) 13:00~15:00

場所：オンライン会議

出席者：(五十音順)

石島 隆 座長、神橋 基博 委員、紫垣 昌利 委員、島田 裕次 委員、長島 基 委員、永宮 直史 委員、中村 元彦 委員、原田 要之助 委員、堀江 正之 委員、松枝 憲司 委員、松尾 正行 委員、松原 榮一 委員、三谷 慶一郎 委員、吉武 一 委員

検討会においては、検討会の設置主旨、システム監査基準の改訂の背景、目的、および改訂の方針案について事務局から説明があり、その後委員より以下の趣旨の意見が挙げられた。

《システム監査基準について》

- AIについて管理基準で扱うこととしているが、AIはガバナンスが重視されてきており、AIの倫理、差別がポイントであり、国際基準でも検討がされている。システム監査の中で監査していくことを取り込まれるとよい。
- AIやDXについては、定義が個人や国でも違うことがある。内閣府のAIガバナンスデジタルガバナンス・コードを参照先として示す等の対応も考えられる。
- システム監査人の倫理については、監査のベースとなるものであること、他の倫理基準との関係等もあることから、本来は別建てとした方がよい。一方で、システム監査の基準と一体として整理されているほうが実務的には使いやすいという意見もあり、さらに検討が必要である。

《システム管理基準について》

- ITガバナンスの全体像(図)として、COBITやISO38500等とも整合を取り、EDM(評価、指示、モニタ)のモデルを明確に打ち出すほうがよい。
- IT投資の効果測定について、システム構築予算の遵守の観点だけでなく、事業上の効果の観点も必要ではないか。ITマネジメントに加えてITガバナンスの項にもこの点を取り込んでいくとよい。
- 情報の開示は対ステークホルダーで重要な意味があるので基準に反映してはどうか。具体的には、サステナビリティ、気候変動について基準かガイドラインに反映してはどうか。

以上

システム監査に関する検討会 第1回合同WG 議事要旨

日時：令和4年10月17日(月) 10:00~12:00

場所：オンライン会議

出席者：(五十音順)

石島 隆 座長、遠藤 正之 委員、小野 修一 委員、神橋 基博 委員、小池 聖一・パウロ 委員、島田 裕次 委員、力 利則 委員、中村 元彦 委員、松枝 憲司 委員、松尾 正行 委員、吉武 一 委員

合同WGにおいては、検討会・合同WGの設置主旨、システム監査基準の改訂の背景、目的、改訂の方針案、および第1回検討会における委員からの意見とその対応案について事務局から説明があった。その後委員より以下の趣旨の意見が挙げられた。

《システム監査基準について》

- システム監査人の倫理の全体構成上の位置づけ（倫理をどこに記述するか）については、基準の中に入れることは構成上の違和感・整合性に欠けるものの、大きく分離すると実務的に大きな影響もあるので、基準とは一体で提供しつつ記載は分ける章立ての構成を具体的に検討し議論のうえ決定したい。
- 情報システムという用語は、現在のITの使われ方を踏まえると誤解が生じるのではないか。国際規格などにおいては、Use of ITとも表現されており、IT利活用との表現が適切と思われることから、この表現を使うことを検討する。

《システム管理基準について》

- モデルとなる組織形態についての検討、および基準の前文として記載するかガイドラインにて記載し説明するかについて、検討していく。
- データ処理・システム処理の誤りの影響は、これまでは社内だけだったがこれからは社会にも及んでいく。これは今日的なテーマであり、その重要性を認識させる記載をするとよいのではないか。
- 気候変動への対応については、非財務情報開示の用語との整合性を確認する必要があり、その上で具体的記載を検討する。

以上

システム監査に関する検討会 第2回合同WG 議事要旨

日時：令和4年12月12日(月) 13:00~15:00

場所：オンライン会議

出席者：(五十音順)

石島 隆 座長、遠藤 正之 委員、小野 修一 委員、神橋 基博 委員、小池 聖一・パウロ 委員、島田 裕次 委員、中村 元彦 委員、松枝 憲司 委員、松尾 正行 委員、吉武 一 委員

合同WGにおいては、システム監査基準、システム管理基準の改訂案、および各基準のガイドライン案について事務局から説明があった。その後委員より以下の趣旨の意見が挙げられた。

《システム監査基準について》

- 倫理については、監査人は次の事項を守る必要がある、と記載することで理解しやすくなるのではないかと。また、監査主体は、内部監査の場合と外部に委託した場合、外部監査人が使う場合、監査役等が使う場合、それぞれ整理してはどうか。
- ガイドラインには、実務で問い合わせの多い監査計画書、手続き書、調書のサンプル・雛形について示すとよいのではないかと。

《システム管理基準について》

- 「情報システム」の用語を一部使用しているが、国際規格等でもシステムから Use of IT となってきたこともあり、システム監査基準も含め、基本的には「IT 利活用」という用語を使用するようにしてはどうか。
- システム管理基準が前提とする組織について、経営陣とマネジメントの責任者の分離について案として記載したが、よりこなれた表現が必要である。また、システム監査基準との整合性が必要になるため、今後さらに検討する。
- 経営会議は執行の役割としては執行ではあるが、実際にはガバナンスとマネジメントの渡しの役割を担っている企業等もある。IT ガバナンスと IT マネジメントの役割の住み分けをどう示すか、具体的に検討していく。
- ガイドラインのタグ表記、サブタイトルの付記について、様式を定め全体に適用していく。

以上

システム監査に関する検討会 第2回検討会 議事要旨

日時：令和4年12月19日(月) 13:00~15:00

場所：オンライン会議

出席者：(五十音順)

石島 隆 座長、神橋 基博 委員、紫垣 昌利 委員、島田 裕次 委員、長島 基委員、永宮 直史 委員、中村 元彦 委員、原田 要之助 委員、堀江 正之 委員、松枝 憲司 委員、松尾 正行 委員、松原 榮一 委員、三谷 慶一郎 委員、吉武 一 委員

検討会においては、システム管理基準、システム監査基準の改訂案、各ガイドライン案、および第1回検討会での意見に対する合同WGとしての対応案について、事務局から説明があった。その後委員より以下の趣旨の意見が挙げられた。

《システム監査基準について》

- IT、システムだけでなくデータについても監査対象として記載するか、検討が必要である。

《システム管理基準について》

- IT ガバナンスの想定組織について、取締役は IT ガバナンスとして指示やモニターが本当にできるのか。CIO より IT が詳しい人が居て指示ができるという状況は実際にはなく兼務していることが多い実態も踏まえながら、記載を検討する必要がある。
- 取締役 CIO は実際に居て、兼務していることはありうる一方で、取締役としてやることと経営陣がやるべきことを明記しておく必要がある。
- 想定組織図については、まずはガバナンスの向かうべき形であるという啓蒙として、コーポレートガバナンスの流れから IT ガバナンスが記載のような形に向かっているということを示せるとよい。
- IT とテクノロジー、IT システムと情報システムという用語について、それぞれ統一して使用するのであれば説明が要るのではないか。
- ガバナンスとマネジメントでリスクの記載はあるが、IT 利活用に関するリスクは本来広いため、この点も記載しておくとう分かりやすいものと思われる。

以上

システム監査に関する検討会 第3回合同WG 議事要旨

日時：令和5年3月10日(金) 10:00~12:00

場所：オンライン会議

出席者：(五十音順)

石島 隆 座長、遠藤 正之 委員、小野 修一 委員、神橋 基博 委員、小池 聖一・パウロ 委員、島田 裕次 委員、力 利則 委員、中村 元彦 委員、松枝 憲司 委員、松尾 正行 委員

合同WGにおいては、システム監査基準、システム管理基準の改訂案のパブリックコメントの意見等を踏まえた修正方針等について事務局から説明があった。その後委員より以下の趣旨の意見が挙げられた。

《システム監査基準について》

- IT ガバナンスについては、情報セキュリティガバナンス、プライバシーガバナンス、データガバナンス等の拡がりについて、用語集にて付記を検討する。
- アジャイル監査との記載はアジャイル手法によるシステム開発に対する監査との違いを明確にするため「アジャイル型監査」としたほうがよい。
- 監査役がシステム監査を行うことについての記述について、実際には監査役が直接システム監査を実施することは少なく、システム監査の内部監査をバックアップする役割が主体になることを念頭に記述してはどうか。

《システム管理基準について》

- 前文の想定する組織の説明文や図について、企業規模等により実際との乖離がある等、多様な形態がある。論理的にはガバナンスとマネジメントが分かれているので改訂案の図は正しいが、実際には役割がオーバーラップしていることも理解できる。図を2種類とするのもよいが、全文の分量増加の問題もあるので、ガイドラインでも説明するのがよいのではないか。
- 想定する組織については、コーポレートガバナンスに即した図で説明しつつ、実際には経営者もITガバナンスを担うことも説明するのがよいのではないか。
- ITマネジメントについては、監査対象先がサービスの提供者となる場合についても追記する、事業継続について地政学的・サプライチェーン要因を追記する、ワーク・エンゲージメントについて用語を明確に記述する等の修正対応を行うことを検討する。

以上

システム監査に関する検討会 第3回検討会 議事要旨

日時：令和5年3月14日(火) 10:00~12:00

場所：オンライン会議

出席者：(五十音順)

石島 隆 座長、神橋 基博 委員、紫垣 昌利 委員、島田 裕次 委員、長島 基 委員、永宮 直史 委員、中村 元彦 委員、原田 要之助 委員、堀江 正之 委員、松枝 憲司 委員、松尾 正行 委員、松原 榮一 委員、三谷 慶一郎 委員、吉武 一 委員

検討会においては、システム監査基準、システム管理基準の改訂案のパブリックコメントの意見等を踏まえた修正方針等について事務局から説明があった。その後委員より以下の趣旨の意見が挙げられた。

《システム監査基準について》

- 監査役がシステム監査を行うことについての記述について、システム監査の内部監査をバックアップする役割が主体になることをガイドラインで説明することを検討する。
- 前文のシステム監査の依頼者と利用者の説明および保証型と助言型の違いについては、一般的なものであるのでこのままでよいと思う。なお、監査人の倫理の説明箇所では、依頼者に加え利用者の要請についても併記する形で対応することを検討する。
- IT ガバナンスの用語説明において情報セキュリティやデータガバナンス、アジャイルガバナンスへの拡がりにも言及するかについては、本基準の趣旨からシステム監査に関わる内容にとどめてよいのではないかと検討する。

《システム管理基準について》

- 想定する組織形態について、組織図は一般的な例であることを記載する形とした。図の分かりやすさを考慮し、ステークホルダーに IT エコシステムを図としては除外している。
- ワーク・エンゲージメントについて、システム運用業務のモチベーション向上や IT を活用した従業員の活性化等、具体的な例示も考えられるが、ガイドラインへの記載も今後検討する。

以上